

第五十一回 参議院 商工委員会 會議録 第十三号

昭和四十一年三月二十四日(木曜日)
午前十時五十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 村上 春藏君
理事 赤間 文三君
委員 豊田 雅孝君
柳田 桃太郎君
近藤 信一君
井川 伊平君
近藤 英一郎君
宮崎 正雄君
吉武 恵市君
小柳 勇君
椿 繁夫君
永岡 光治君
矢追 秀彦君
向井 長年君
三木 武夫君
北島 武雄君
竹中 喜満太君
堀本 宜実君
島田 喜仁君
馬場 有政君
影山 衛司君
小田 橋貞壽君

國務大臣 通商産業大臣
政府委員 公正取引委員会
委員長 公正取引委員会
事務局長 通商産業政務次
官 通商産業省企業
局長 工業技術院長
中小企業庁次長
事務局側 常任委員会専門
員

本日の會議に付した案件

○工業標準化法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上春藏君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
まず、理事会におきまして協議いたしました事項について報告いたします。

本日は、工業標準化法の一部を改正する法律案、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の審議を行なうことにいたしますので、御了承願いたいと思います。

○委員長(村上春藏君) 本院先議の工業標準化法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 先般に引き続いて質問をいたします。
まず、資料を要求いたしました第一は、現在工業技術院が委託をしている調査研究機関の種目と予算その他必要な事項についてであります。その資料をいただいたております。私がこの資料を要求いたしました趣旨は、貴重な国家の費用で委託されたあるいは委託された研究機関が十分にその目的を達成するようにという配慮、それから工業技術院が将来大きな計画を持って委託するにございまして、その委託する場合に、委託のしつ放しでなくて、血の通った指導が研究機関になされるようにという配慮から実態を調査したいというところで資料を要求した次第であります。その資料を見てみまして、相当の部門で高度の

研究がなされているようでありましたが、この調査機関に対して、工業技術院がとっておられる現在の指導監督などの体制について院長から御説明を願います。

○政府委員(馬場有政君) 資料につきましては、それぞれこの委託先につきまして十分な監督をするように現在努力しているわけでございますが、ただいまのところ相当密接な指導監督を現在いたしているつもりでございます。

○小柳勇君 今後ともなお血の通った指導監督、助成をしていただきたいと思います。なお、大型工業技術研究開発費というのが今年度でも予算査定されて、十億二千九百八十七万七千円の予算が組まれている。そのうち七億七千万円が外部の委託部分でありまして、この問題も非常に大きな問題であります。世界の技術標準に追いつくために工業技術院が懸命に研究体制を整えておられることは敬意を表するし、われわれも協力するのであります。この面についても今後一そうの研究を積み重ねよう希望いたします。なお、機会がありましたら、われわれも委員会として現地を調査いたしまして、いろいろ勉強いたしたいと思っております。

次に、この法律改正の各論に入ります。改正の内容について質問をいたします。今回の法改正の中心は、加工技術へのJISマーク表示制度の拡張であります。工業技術院としては、この制度の拡張によってどのような効果を期待しておるか、お答え願います。

○政府委員(馬場有政君) 今次の工業標準化法の一部改正のおもな目的の一つは、メッキその他の加工技術に表示制度を適用しようとするものでございまして、これは、ある品物に施されております加工の質がJISとおりのものであることを加工発注した方々に一見してわからせるようにすることによりまして、その利益を確保すること、これが一点でございます。

さらに、この表示許可を契機といたしまして、企業におきまして標準化、品質管理の実施を促進いたしまして、生産能力の増進その他生産の合理化をはかることを次の目的にいたしておるわけでございまして。

○小柳勇君 そういたしますと、今回の改正で九条以下が改正であります。この改正で本法第二条の定義のところの改正は必要ではございませんか。

○政府委員(馬場有政君) この定義につきましては、第二条の第一項に、ここにございまして、をちよつと簡単に読ましていただきますと、鉱工業品による農林物資——この場合に農林物資を除いておきますが、「鉱工業品の種類、型式、形状、寸法、構造、装備、品質、等級、成分、性能、耐久度又は安全度」というふうに書かれておまして、このうちの「品質」ということによつてこのことが解釈されると思われまして、加工によつてその物が形になるわけでございまして、したがって、加工技術は「品質」ということで判定されるところと考へられますので、これでよいものと考えております。

○小柳勇君 法律的な技術の面ですから、院長に質問するのにも無理かと思ひますけれども、第二条のいまお読みになったところでは、きのうの論議がまた蒸し返してまいります。次の、第二条第二項のところの「鉱工業品の生産方法、設計方法、製図方法、使用方法若しくは原単位又は鉱工業品の生産に関する作業方法若しくは安全条件」とあります。この一と二をもう少し組み合わせました法改正が必要ではないかと思ひますが、この点は原案作成のときに法制局側と論議されたのかどうか、お聞きしておきたい。

○政府委員(馬場有政君) 法制局とも議論がございまして、結論といたしまして、ただいま御説明申し上げましたとおり、この加工というところが、結局加工品に加工を施しまして、その形の物になりまして、形になったものの加工の品質ということに、そういう見方をすれば加工というものが含まれると考えられる、こういうことで私先ほど申し上げましたような解釈になったわけでございます。

○小柳勇君 そのところで、この前の委員会では非常に議論になったのでありますが、加工技術をJIS化するということ、標準化するということ、これは、イコール製品ではない。製品だけを見てJIS化するのではないというのを私は主張したわけですが、その作業工程、作業基準ですね、そういうものがJIS化されなければならぬのではないのか。製品だけならいまでもJISで適用できたのではないのかというのを主張いたしました。その点について、工業技術院として議論されたと思いますが、その結論をお聞かせ願います。

○政府委員(馬場有政君) この加工、たとえばメッキなどのJISといたしましては、主としてメッキなどの質などにつきまして規定しているものと、加工を施す作業標準について規定したものがあつたことは御指摘のとおりでございます。したがつて、ある品物に施されている加工についてJISマーク表示許可の申請があつた場合には、品物はその加工について定められました標準作業方法のJISを標準といたしました方法によつて加工される。その結果としてJISで定められた加工の質に合致していることが審査の結果認められましたときに、初めてその品物に施されている加工がJISどおりの加工の質のものであることを示すJISマークを表示許可することになるわけでございます。このように表示許可にあたりますのは、JISマーク表示制度の目的からいまして、加工の結果として加工品がJISどおりのものであるかどうかを中心の問題になることは当然でございますが、加工を施す作業方法などの

工程もまた審査の対象となりますことは、もちろんでございます。

○小柳勇君 加工の工程も、あるいは作業の内容に ついてもJIS化するということが明らかに なりました。その場合に、あまり高い基準におきま すと、いまの中小企業の大数多数のものがJISを取 れないということになります。また低い基準におき ますと、何のためにJISを制定したかわからぬ ということになりまして、外国に輸出ししても 笑われるようなことになりまして、現在工業技術 院としては、日本でいまだやっておられる加工技術 の中でどの辺に水準を置いて規定化しようと思は れておるか、御答弁を願います。

○政府委員(馬場有政君) JISのねらつてお ります水準は、その時点におきまして当然あるべき 技術水準ということになるわけでございますが、 その業界の水準といふものは、業界の平均水準 よりかなり上位にあるべきものと考へておるわ けでございます。具体的には加工品の品目加工 技術の種目ごとに当然国内の事情、海外の水準等 を考慮して定めておるわけでございます。

○小柳勇君 たとえばメッキ業者など日本で三百 業者あるといたしますと、今回規定されたそのJ ISによつて何社ぐらいが該当すると予想されて おられるか。

○政府委員(馬場有政君) 今回の改正によりまし て、加工技術に表示制度が適用されました場合に、 たとえば工業用のクロムメッキについて申し上げ ますと、直ちに許可されるものは一割ないし二 割という程度と考へておる次第でございます。し かし二、三年の間には五、六割程度のものが許可 を受けられるように技術の向上について指導をい たしたいと考へております。

○小柳勇君 一割か二割のところはJISとして 指定される。その他八割、九割のところはそうい うふうになりませんと、その発注の条件など仕 事の度合いが変わつてまいりました。JIS化さ れなかつた、指定されなかつたところの工場は、 仕事はなくなるということがあつたと困りますが、

その点についてはどのように考へておられます か。

○政府委員(馬場有政君) ただいま申し上げまし たとおり、将来にわたりますと、この受けられ るところがふえるように指導いたすように努力を いたすわけでございますが、なお、現在JISに 指定されておられませんものでも、相当大きな用途 需要等がございしますので、その点直ちにそういう ことが起こると考へられないわけでございます。 そこで将来にわたりますと、できるだけ早く、でき れば二、三年のうちにほとんど大数多数のものが指定 を受けられるように指導したい、こういう次第で ございます。

○小柳勇君 標準化ですから、作業の標準が一応 定められますと、その中で各工場がその標準の中 からとる作業工程というものは幅を許していただ きたいと考へておられますが、いかがですか。

○政府委員(馬場有政君) 当然そういうことでござ いまして、幅を考へておる次第でございます。す なわち、こういった場合には作業の方法を固定 化したしまして、一面そういうこともございま すが、同時に技術の進歩というものを阻害するお それがございまして、そこで加工を施す標準作業方 法のJISは、幅を持った標準というふうに考へ ておる次第でございます。

○小柳勇君 そこで、指定された工場のその作業 基準というものがJIS化されまして、また新し い研究によりまして、次の仕事の工程を開発した としますと、これを直ちに追加認定する、そうい うことについてはいかがでございますか。

○政府委員(馬場有政君) 御指摘のとおりにいた したいと考へております。

○小柳勇君 次に、指定されなかつた八割から 九割の工場に対しては、指導の強化や育成を しなければなりません。幸い、中小企業近代化促 進法によりまして、指定業種の中に二十四号とし て金属熱処理業、六十一号として電気メッキ業、 五十号として染色整理業などがございまして、こ ういう業種からJISをとりたいたために、早急に

施設の改善をしたいというような動きがあつて、 近代化促進法による金融など申し出た場合には、 特別な援助をしてもいいと思ひますが、い かがでございますか。これは中小企業庁に。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のとおり、 加工業段階におきまして業種につきまして、近代化 促進法の中に電気メッキ業、金属熱処理業、それ から染色整理業というものを指定して、近代化の 基本計画を策定して実施段階に入つたものもござ います。あるいは染色加工のように、現在近代 化計画を策定した段階にあるものもあるわけござ います。その指定された業種につきまして施設 を改善し、設備の近代化をはかつてJISの要請 に早急に應じたいというものをにつきましては、中 小企業金融公庫におきまして特別の金利におきま して、特別のワクを設けまして、そういう近代化 をはかつていきたいということを考へておりま す。昭和四十一年度におきましては、八十億のワ クで、金利も七分九厘という特別の金利でこれに 応ずるといふことになっております。要請があれ ばこれに應じていきたいと考へておる次第であり ます。

○小柳勇君 なお、先日私はある工場で試験研究 の機関を持つておる例を申し上げましたけれども、 これがない中小企業もあるわけでありまして、 共同で試験研究の機関をつくらうとする企てもあ るかも知れませんが、このものに対しまして、 これは機械の施設ではございせんが、JIS化 するための試験研究機関、これを共同でつくらう とか、あるいは自分の工場にこれを設置しようとい うような場合でも、ただいま中小企業庁御発言 のように近代化促進法の適用をしていただきたす べからう。

○政府委員(影山衛司君) 例をメッキにとりま すと、電気メッキ業の近代化基本計画におきまして は、事業の共同化に関する事項という項目のこゝろに、「共同で試験検査設備を設置し品質の向上 及びその保証につとめること」という目標を掲げ ておるわけでありまして、それに対応いたしまし

て、協同組合がそういう試験検査設備を共同施設として設置するものに対しては、中小企業高度化資金という制度がありまして、県を通じて無利子の金を流すわけでございますが、その制度を活用いたしまして、そういう要請に応じていきたいというふうに考えております。

○小柳勇君 次に、全般的な問題として、共同で試験研究の機関もつくれないような零細企業もありませんが、公立の試験研究機関を充実させるという点も大きな今後の手段でなければならぬと思いますが、この点についても、重ねて技術院長あるいは中小企業庁から御答弁を求めておきたいと思ひます。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業の全般的な技術指導につきましては、都道府県の公設の技術試験研究所を通じて技術指導を行なうということになっておりまして、四十一年度におきましても、技術指導事業費といたしまして三億一千一百万円の予算を計上いたしております。技術指導に必要な施設あるいは開放試験室の施設費の補助、あるいは巡回の技術指導というような面につきまして、各県の公設試験研究機関の活動につきましても、助成をいたすということになっております。

○小柳勇君 次に改正法に入りますが、十九条の二に新しく承継の規定が加えられましたが、許可製造業者の地位を承継した場合、十九条の三項に言う「許可に係る品目及び許可を受けた製造業者の氏名又は名称を公示しなければならぬ」という規定は適用されないようだが、必要はないのでございませうか。

○政府委員(馬場有政君) この場合には、当然いまのように名称その他変わるわけでございませう。準用の規定はございせんけれども、事実上そういうふうな名前が変わりますので、これに準じまして公示をいたすようにいたす所存でございます。

○小柳勇君 あらためて書かなくとも、これを準用していくということで確認しておきます。

次に、現在工業技術院としては加工技術の種目

としてどのようなものを考えておられるか、お聞きいたします。

○政府委員(馬場有政君) 現在加工技術の指定対象といたしましては、特に工業用のクロームメッキを考へておるわけでございませう。そのほか将来といたしましては、金属の表面処理あるいは金属の熱処理、それから繊維の染色その他のことを現在考へておる次第でございます。

○小柳勇君 メッキや染色については、しろうともある程度理解できますが、熱処理の規格とはどのようなものか。またそれが規格に合ったものであるかどうかはどのようにして判断できるか。検査方法などについて御説明をお願いします。

○政府委員(馬場有政君) 熱処理技術の該当規格につきましては、現在検討中でございますが、焼鈍あるいは浸炭等の技術ごとに専門化しておりますので、これらの熱処理別に、材料別の顕微鏡組織、あるいは硬さ、引っぱり強さ、衝撃値、浸炭層の厚さ、窒化層の深さ、ひずみ、それから外観、これはさきでございませうか、脱炭の状況等の加工品質及び品質の適否の試験方法、それから判定方法などにつきまして規定しようと考えておる次第でございます。

それから次の審査の問題でございますが、熱処理技術の審査にあたりましては、熱処理を施す材料の材質、形状、寸法、それから洗滌の程度、炉の形式、温度分布、雰囲気、計器の精度、あるいは作業方法の条件といたしましては、必要なガスの質、量、圧力、あるいは油の質あるいは量、温度、時間など、そのほか積み込みの方法、炉に入れます装入時期あるいは技術、こういふような技術的な基準、こういふことを調べようと、審査の対象に考へておる次第でございます。

○小柳勇君 熱処理のJIS化など、非常にこれはもうたいへんむずかしい仕事だと思ひますが、今後一そうの御研さんを希望いたします。

なお現在各省庁、この工業技術院のほかにですね、各省庁、公社、大企業などで研究機関などを

調査研究しておるようなところがございますか。あるといたしましては、工業技術院としてそのような各省庁、公社、大企業などと連携をとって、一体化して調査研究していかねば、言うはやすくだけなかなかなかたいものと思ひますが、その実態について御説明をお願いします。

○政府委員(馬場有政君) 現在、御指摘のように熱処理関係につきましては、公社あるいは大企業、あるいは公設の試験研究機関といたしましては、東京都の工業奨励館その他いろいろな研究をいたしておる次第でございます。どういふふうな体系で推進を考へておるかという御質問でございますが、現在のところ特定の体系をとっておりません、それぞれの分野におきましていろいろな会合その他に、あるいは学、業界その他の会合を通じて情報の交換をやっておるというふうな現状でございます。したがって、これをJIS化するような場合には、当然専門の委員を選びまして、これを議論を煮詰めていかなければならぬ、こういうふうに考へております。

○小柳勇君 ただいまの答弁では、まだ有機的なつながりがないようでありますが、近い将来に有機的なつながりをつけていただきまして、協力して研究する体制をとっていただきたいことを希望をいたします。

なお、一般論になりますが、私も各工場などを見学いたしますと、この必要がないと思ひような会社、工場でも試験研究室を設けて、研究員がおるようなことを感ずるわけです。まあその会社としては非常に重要なウエイトでありまして、うが、その会社のみえといましようか、参観者に見せるとか、その製品を信頼させるといふような、そういうまあPRの点もありましよう、そういうものも感じます。が、試験研究、調査するといふことはいいことでありますから、決してそれだけをけなすのじゃありませんが、そういうものがありますから、あるとすると、そういうものをもつと有機的に国家的な見地からこれを統合し、有機的なつながりをつけて研究、助言して育成すると

いうことも必要ではないかと思ひます。したがって、会社でまあ経費がかかるのに、わざわざみえのためにだけやるところはおそろくないと思ひますから、しかし、小さい面で研究しますと限界がありますから、国家的な見地から研究調査を育成強化し、あるいは共同研究の体制をとるといふことは、工業技術院としては大きな今後の動向でなければならぬと思ひます。まあ現在もやっておられるとは思ひますが、この問題、ほかの関連した問題であります、御見解をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(馬場有政君) 御指摘のとおり、業界の共通的な研究題目につきましては、できるだけその能率を上げる、また成果の大きなところを期待するために、共同研究というふうな体制をとられるようにいろいろな方面からこれを推進し、検査もいたしておるわけでありますが、なお不十分なところが御指摘のようにあるわけでございまして、その点については今後なお一そう努力をするようにいたしたいと考えております。

○小柳勇君 次に具体的な問題であります、加工技術にかかわるJISマークは、従来のマークとどのように区別するのか、お聞きいたします。

○政府委員(馬場有政君) 加工技術の場合の表示といたしましては、この主体となりますものは、御承知のJISマークがございませうが、それに加工技術の種目とそれから許可加工業者の名称、こういふものをいれるようなものを現在考へておるわけでございませう。

○小柳勇君 いまここに資料が配付してありますから、たぶんこういふことになると思ひますが、具体的にいろいろまたきめられたらお知らせ願ひたいと思ひます。

最後に、この現在各業種の組合がございませう。メッキはメッキ業者の組織体がありますが、法改正などをやります場合に、われわれはその連合体などの役員や技術者の意見を聞くわけであります。アウトサイダーの工場、会社もたくさんあると思ひますが、たとえばメッキの業者の組合とそのア

ウトサイダーとの比率は現在どのくらいでしょう
か。おわかりであればお知らせ願いたいと思いま
す。

○政府委員(鳥場有政君)　メッキにつきまして、これは裝飾用のメッキもござえますが、そのほか電気メッキあるいは溶融メッキ等でございます。大体全部は二千以上の業者があるわけでござえますが、この半数は組合を形成しておるわけでござえます。現在まず対象にしようと考えております硬質クロームメッキにつきましては、業者の数が約二百、そのうち百二十がインサイダーでございます。

○小柳勇君　　こういふ法律改正など、あるいは新しい試験研究などでありますと、組合を通じてこの情報を流す場合が一番早く伝達できる面もありますので、私どもとして業者の団体の内部的な問題も若干わかっておりますが、なるべく連携をして共同化しながら中小企業の育成発展を期待するものであります。

最後に、この加工技術がJIS化されようとい
たしております。最初はメッキからのようござ
います。染色、熱処理など非常に重要な面、し

かも知國際的な使命を帯びて、ここに法改正がなされようとしております。これはことばだけでは簡単であります、實際になかなか困難な問題を含んでおると思いますし、作業的にも手続的にもたいへんな問題であろうかと思いますが、この法を改正されまして、業者がこれを快く受け入れて、これに沿つて技術の向上がなされますように、そして海外に日本の工業技術の真価が問われ、ますます発展しますように、関係当局の指導啓蒙を期待いたしますして、私の質問を終わります。

○近藤信一君 この際、ちよつと関連して御質問申し上げておきたいと思つたのでありますが、工業技術院におきましてはいろいろと研究を重ねておられました。今日では高度な技術が發展していつていることも事実でございます。特に今回の法案でメッキそれから金属熱処理、金属表面処理、いろいろようなものに対して新しく表示をしよう、こういふことでございますが、たとえばメッキ

等の技術というものは、ものも非常にこのごろ高度な技術をもちましまして、いろいろな面にメッキがなされておるわけなんです。たとえばトランジスタの外箱などはプラスチックにメッキがなされておる。こゝういうプラスチックその他いろいろなものにメッキがなされて、これからいろいろなとさういふことがなされるのじゃないかと思うのですが、こゝういふのに対しては、これはどういふ関係になるのか、これもこれが適用されるのかどうか、この点この際ちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員 馬場有政君 将来は当然先生の御指摘のようなものも加えられていくべきでございますが、現在のところはさしあたりは考えておりません。

○近藤信一君 たとえば、台そのものはプラスチックである、メッキそのものは金属、メッキになるされば、こういう場合に、やはり私は対象になるんじゃないかというふうに思うのですが、その点では今日あなたのほうとしてはそこまでまだ考えていない、こういうことですか。

○政府委員(馬場有政君) もちろん御指摘のように、ただいまのものもメッキに属するわけでございます。しかし、現在私どもがさしあたり取り上げようとしておりますものは、相当現在普及をいたしております電気メッキのうち硬質クロームメッキ、工業用のクロームメッキ、こういうものを対象にしているわけで、将来こういう御指摘のよりなものが普及してまいりますと、当然そういうものも対象に考えなければならぬと、こういうふうに考えております。

○近藤信一君　さらに、これらの種類が將來方々でなされるようになってくる段階がくるであらうと私は予想するのです。その場合に、そうするとまた法律の改正ということになってくるだらうか、この点はどうですか。

○政府委員(馬場有政君)　これは現在この法律を改正しなくともそういうものは適用できるものと考えております。

○近藤信一君 今日この改正法案が出ております。これが適用されていくと、いま院長が言われましたが、今度の場合ここにメッキと独立してございまして、あとには金屬云々とありますね、そうすると、やはりメッキという部分でこの法律というものが適用されていく、こういうことでございりますが、法律にはメッキということがあって、加工というものに対して、これはどこにもないわけですから。その場合にこの法律がそのまま適用されるかどうか、こういうことです。

○政府委員(馬場有政君) 今度改正いたさうとい

たしております法律には、「加工」という字が入っておりますので、ただいま御指摘のようなものは加工の中に含まれるものと考えております。

○近藤信一君 この点はまたあとで工業技術院のほうで十分考えておいていただきたいと思います。

きたいと思つたのですが、たとへば第十八条に公職会の項がございますね、「主務大臣は、工業標準化のため必要があると認めるときは、公職会を開いて利害関係人の意見をきくことができる。」と、こうありまして、その次に、「調査会又は工業標準に実質的な利害関係を有する者は、工業標準がすべての実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適用に当つて同様な条件の下にある者に対して不当に差別を附するものでないかどうかについて、主務大臣に公職会の開催を請求することができる。」と、こうございます。この場合今の「実質的な利害関係」ということは、一体どちら側をさして言っているのか、この点はどうですか。

○政府委員(馬場有政君) 生産するほうと、消費するほうの両方を考えております。

○近藤信一君 その場合、これはたとえ一人の事業者、一事業者が異議があつた場合にもやはり公聴会の申請をして公聴会を開くことができる、かういふことになるのか、その点はどうですか。

○政府委員(馬場有政君) 御指摘のように一事業者でも請求があればできることになつております。

近藤信一君「聴聞会との問題にはなにかことになりすか。二十四条に「聴聞」の項があるので。」

○政府委員(馬場有政君) これは、表示の許可を取り消す場合とか、販売を停止するような場合に開かれるものでございます。

○近藤信一君 大臣が来ておられるから私質問を終わりますが、いろいろと私もこの法律の内容をちよつと見まして、まだ十分納得のできない点がございましてけれども、一応まあ同僚の小柳委員がいろいろと詳しく御質問されましたので、私はこの程度にして質問を終わります。

○小柳勇君 いままで二日間にわたりましてこの法律に關係することを論議してまいつたのですが、大臣に最終的に三点質問いたしまして終わらうと思ふのです。

第 一 は、ここに加工技術がJ I S化されることは業者も非常に期待いたしておりますところでありまして、喜ぶべきことであります。ところが、あまり高い基準をきめますと、これに漏れた業者がなかなかないへんでありますし、低い基準をきめますと何にもならぬ。したがって、その適当なところというのが非常に大事な点であります。聞くとところによりますと、現在の業者のところでたとえばクロームメッキの場合は一割か二割がJ I S化される、その他は当分J I S化されない。三年か五年したら大部分のものをJ I S化したいというような希望のようであります。そこでJ I S化されましたところの商品、J I S化されないところの商品に差があります。片一方が注文が多くて、片一方が売れないということではたいへんでありますから、このバランスは大臣としても相当お考えを置いていただかなければならぬと思ふわけであります。そして、あとJ I S化されなかつたところに対する手当てをいたしまして、たとえば金の面、あるいは指導の面、手当てをいたしまして、早急に技術の向上をいたすように援助していただかなければなりません。大臣の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 近代化促進法でこれは指定業種となっていますから、そういう点を通じてできるだけ早く企業が早急に全部の業者がカバーできるように、そういう点からも促進をいたすことにいたします。ただ、まあこれは国際的な基準ですから、あまり低いところにやれば何のことかわからない。そこはわれわれとしてできるだけ良識のある方向をとりたいと考えております。

○小柳勇君 第二点は、このJISの幅の問題であります。現在研究機関などを持って工場で鋭意技術の向上に努力いたしておるところでありますから、この標準の中の幅を少し広くとっていただきまして、工場のはうで技術向上のために独自の研究をやれる体制、並びに新しい加工方法などが開発された場合は、それを直ちに追加認定してJISに加えてまいりような格段の御配慮をお願いしておかなければなりません。この点について。

○國務大臣(三木武夫君) それは御趣旨のような趣旨に沿って、われわれとしても指導していきたいと考えています。

○小柳勇君 第三点は、メッキについては一つの標準があるようですが、染色、熱処理、特に熱処理の問題は非常に困難な仕事であります。私もその少ない知識にいたしまして熱処理というのはいへんな作業であります。これをJIS化するのには相当の国をあげての調査研究をなしませんと、法律はできませんでしたけれども空文に終わってしまふ危険性を感じます。そこで、各省庁に研究調査機関を持つていくわけでありまして、各省庁、公社、大企業、これはそういう調査研究機関を総動員いたしまして、これからのJIS化の調査研究をやる、こういう体制をつくっていただかなければなりません。今度の予算を見ますという、若干予算を、民間委託をいた

しまして補助したり、委託いたしましたりして、JIS化のための調査研究をやっておられる、これだけではなかなか十分だと思われかけであります。したがって、そういう民間団体が通産省、特に工業技術院の調査研究に協力する体制を大臣がとっていただきますと、この法律改正は空文に終わるおそれがありますから、この点に對しまして大臣の御見解をお聞きいたしておきたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 小柳さんのお話ごもつともであります。われわれもできる限り、民間との協力関係というものを強化するように努力をいたします。

○小柳勇君 最後に、これは大臣に私のお願ひであります。メッキ、染色は染色、その団体があります。メッキはメッキ、染色は染色、その団体に計画を流せば、その大会とか、あるいは幹事会などでございこれはPRして流れていきますが、なかなかアウターサイダーにはPRしにくいわけでありまして、私どもの議論が新聞にでもどんどん出ますと、わかつてくれるのであります。この委員会の議論というものは出ていかないわけでありまして、そこでアウターサイダーというものは、ただいまの日本の工業技術の発展のためには、なるべく少ないほうがいいと、自由競争ですから、あまり組合に入つて、組織に入つて拘束されることはいやだといふ人はたくさんあります。しかし組織化されて、共同して前進する体制をしなければならいから、なるべく通産省としてもこういう業者団体は組合に入るように、そして組合を育成強化する。組合の中に問題があれば、それは調整してやると、そういう体制がまず今日の急務ではないかと思つております。それから、そういう問題について大臣並びに各担当者が鋭意努力していただきまして、その道の前進、技術の向上などに期していただきたいと思います。これはもし御見解があれば、御見解をお伺ひしますが、私の希望であります。

○國務大臣(三木武夫君) ごもつともなお話で、

われわれとしてもそのように努力して、できるだけアウターサイダーは少ないことであることが必要だと思ひますので、努力をいたします。

○小柳勇君 以上で終わります。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言もなければ、本案に對する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより本案の討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより本案の採決に入ります。工業標準化法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村上春蔵君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(村上春蔵君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時再開することにしたしまして、これにて休憩いたします。

午前十一時五十一分休憩

午後二時二十八分開会

○委員長(村上春蔵君) これより商工委員会を再開いたします。

午後は、衆議院送付の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○近藤信一君 一昨日質問いたしました、それに引き続きまして、本日はまず最初に公正取引委員会の独立性という点について若干お尋ねをいたします。

独禁法の第二十七条第二項に「公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。」、このように規定してあります。この所轄とは具体的にどういうことであるのか。さらにまた、公正取引委員会は国家行政組織法第三条により、国の行政機関の一つとなつてゐる。この国家行政組織法の第二条第二項に「国の行政機関は、内閣の統轄のもとに、行政機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を發揮するようにしなければならない。」、この規定してありますが、ここにございませう。この「統轄」ということと所轄というものの関係、これは一体どのようなことになつてゐるのか、この点まず御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(北島武雄君) 独占禁止法第二十七条第二項に「公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。」、と書いてございませう、これは公正取引委員会とはもとより国家行政機関でございませう。国家の行政機関は内閣総理大臣、その他各省大臣の所轄に属することになっておりますので、そういう意味で総理府の外局として公正取引委員会が置かれてゐるわけでございます。そういう意味でございませう。一方、国家行政組織法では「統轄」ということばを使つてございませう、これはすべて「国家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。」、といふことが国家行政組織法第二条に書いてございまして、すべて国家の行政組織は「内閣の統轄」のもとに配置されるということでございます。そして、そういう「内閣の統轄」のもとに各行政機関が配置されます場合には、各行政機関といたしましては、行政機関の長たる内閣総理大臣、またはその他の各省大臣の所轄の中に、傘下に入つてゐる、こういう意味でございまして、

そういう意味で公正取引委員会も行政機関でございまして、「総理大臣の所轄に属する」というのがこの第二十七条第二項の規定でございまして、もつとも、あとでまた問題になるかと存じますが、これは第二十八条におきまして「公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う」ということもございまして、行政組織としては総理府の外局であるが、職権の行使については独立して行なうのだというのが二十八条の趣旨でございまして。

○近藤信一君 したがしまして、公正取引委員会の所轄というものが内閣総理大臣、そういうことになっております。内閣、総理府ですね、総理府総務長官の関係については、これは予算だけ総理府総務長官がこれを担当してやっておられるのか、この点の関係というものはどういうことになっておりますか。

○政府委員(北島武雄君) 公正取引委員会の委員長及び委員は独立してその職権を行ないますが、もとより国の行政機関でございまして、総理府の所轄に属しますが、その所轄に属するということの結果どういふことをやっておりますかと申しますと、予算または人事につきましては総理府を経由するということ、それからあるいは閣議の請議を求めます場合に、総理府を経由して内閣総理大臣として御提案いただくというふうなことでございまして、職権の行使については、総理府の指揮監督を受けなければいけません。総理府総務長官は、これは内閣総理大臣を輔佐する立場にございまして、そういう関係で総理府総務長官を経由して、内閣にそれぞれ所要の事項の經由をいたしているわけでございます。

○近藤信一君 そういたしますと、法律上他の行政機関との程度まで相互連絡をとらなければならぬか。また不況カルテルの業務の例について、これについて具体的にひとつ見解をお聞きたいのであります。

○政府委員(北島武雄君) 当公正取引委員会と他の行政機関との関係はどの程度で、どういふ場合に交渉があるか、こういうお尋ねでございますが、これは公正取引委員会が他の行政機関に対して積極的に行なうことが規定されております場合と、それから他の行政機関が公正取引委員会に対してアプローチすることが規定されている場合と二つございまして、たとえば独占禁止法、金融機関の株式保有につきましては一定の制限がございまして、この制限を超過して保有を公正取引委員会が認めます場合には、大蔵大臣に協議しなければならぬという規定がございまして、ただいまお話を不況カルテルの認可、あるいは合理化カルテルの認可につきましては、これは公正取引委員会が認可いたしますが、その際、主務大臣に協議するということになっております。また逆の関係で、たとえば独占禁止法の適用除外を法律で規定しておりますが、その際に、主務大臣がそのカルテルの認可をしたり、あるいは事前の届け出などを受けたりしたような場合に、すべて公正取引委員会に同意を求めたり、あるいは協議をしたり、あるいは通知をする、こういうことになっております。

○近藤信一君 行政機関と相互の連絡をはかつていろいろとやっていたらなければならぬ。そういういたしますと、問題が発生し、あなたのほうでいろいろなところのことをやりました、また他の省からもやりましたというふうな連絡もあろうかと思ひます。そこで、特に不況カルテルの問題になりますと、これは通産省関係が主だと思ひます。そこで通産省とそういう日常の連絡というふうなことで、あなたのほうに何かそういう連絡機関というふうなものがあるのかどうか、その点いかがでございますか。

○政府委員(北島武雄君) 独占禁止法の実施につきましては、通産省と関係することになります。また多いのでございまして、毎月事務当局におきまして定期的に会合を開きまして、意思の連絡、疎通をはかつております。

○近藤信一君 カルテル行為が、私はいろいろと新聞なんかを見ますと、一般的にカルテル、それからさらに不況カルテル、あるいはヤミのカル

テルというふうなことは新聞なんかに出ておるわけなんです、現在カルテルが結ばれておるのは全体でどの程度か、件数にしておよそでいいと思ひますが。

○政府委員(北島武雄君) 昨年末で調査いたしましたところによりますと、独占禁止法の適用除外によるところのカルテルの数、これは全体で千五百二十でございまして、もつとも、そのうち多くのものは中小企業関係でございまして、たとえば中小企業団体に基づくカルテルがそのうち六百二十四、それから環境衛生法に基づくカルテルが二百三十三、それから輸出入取引法に基づくカルテルが二百七といった関係で、それだけで千九百五十幾つになります。あと残り、独占禁止法の不況カルテルが昨年末で十七、合理化カルテルが十四、その他海上運送法、あるいは港湾運送事業法、あるいはまた機械工業臨時措置法等のカルテルがありまして、合わせて千五百二十二になっております。

○近藤信一君 企業局長にお尋ねするのですが、カルテルを結ぶこと自体は、まあいろいろと新聞ではいわれておりますけれども、それが望ましいとか、望ましくないとか、いろいろと議論はあると思ひますが、企業局は一体この点をどういふふうに判断をされておりますか。

○政府委員(島田喜仁君) カルテルは、独占法で認められておるカルテル、あるいは独占法の適用除外といたしまして、それぞれ産業政策的な見地から特別立法を行なっております。その特別立法に基づきますカルテルを私どもは実施をしておりますわけでございますが、それ以外のカルテルは私どもは結ばせる意思もなければ、これは違法なものであると、こういうふうに考えます。

○近藤信一君 カルテルを結ぶ場合に、これを先日問題になっておりました紡績のあるところで、期限が一年だとか、十カ月だとか、六カ月だとか、いろいろと言われております。通産省としては一年ぐらいということが言われておる、公取委員会北島委員長は、一年は長いんじゃないか

というふうなことが言われたというふうに新聞で私拝見したと記憶しておるのですが、これはまたほかのほうで調べてみますと、五年だとか八年だとかいうふうな長い期間結ばれておるものもある。こういうふうな長い期間結ばれておるものがあるのですが、不況カルテルの場合、一体どの程度が一番適当であらうかというふうにあなたのほうでは判断をしておられるのか、その点はいかがですか。

○政府委員(北島武雄君) 独占禁止法上の不況カルテルにつきましては、私どもが所管いたして認可いたしておりますので、それにつきましては、いわゆる緊急避難のたてまえ上、できるだけ短期間であるのが好ましいという立場でもって処理いたしております。ただいまお話を相当長いたとえば五年も十年のものもあるじゃないかというお話でございまして、これは中小企業団体に基づく商工組合の安定事業のカルテルでございまして、これにつきましてはいろいろ問題もございまして、中小企業であるとはいへ、やはりいたずらに長くするということ、中小企業の体質改善をかねて阻害する傾きがあるのではないかと私どもは考へておまして、通産省から御協議がありまして、できるだけこれは早く打ち切つてほしいということをおつと申しております。

○近藤信一君 先ほど委員長が言っておられましたように、独占禁止法の第二十八条に、「公正取引委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行なう」とございまして、ここでいう「独立」というのは、先ほど委員長が言っておられましたのであります。この「独立」と会計検査院法の第一条に「会計検査院は、内閣に對し独立の地位を有する」とございまして、この会計検査院の内閣に對する独立と公正取引委員会委員長及び委員の独立とは、どのように異なつておるのか、この点説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 公正取引委員会は国の行政機関でございまして、総理府の外局ではございまして、その職権の行使にあつては上級の官庁

○永岡光治君 関連。ちよつといま所轄、それか

の同意を得てこれを任命するということになって

でも、協議を受けられるか、事前の相談を受けら

○永岡光治君　いま、たまたま同僚委員から質問

がありましたが、大体その人員でいいでしょう。ふやうていけるという話のようですけれども、足りないと思うわけですか。足りない、これだけ人員を増員しなければあなたのこの法律に定められた職権を完全に果たすことができないという事態が起きたとする、ところが、あなたは総理府の所轄によつて、話になりました予算、人事の点については協議連絡をして了解を求めなければならぬということになるわけ、あなた自身が予算を出すわけじゃないですね。総理府のほうから出すわけですから、出してもいられないと、どうしてもそうすると制約を受けることになるわけですね。完全にあなたの職権を保障したことはないから、あなたに定められた目的を達成することができないという信念を持って主張しているが、総理府がそれを聞かないといった場合に、あなたの権限は阻害されるわけですね。少なくともあなたの職権は制約を加えられるわけですが、そういうことを考えますと、やはり問題が起きてくると思うのですが、完全な独立官庁といえますか、独立官庁として独立しているわけですが、独立の権限を持っているとしても、私は会計検査院のことはよく知りませんが、会計検査院の場合も総理府のほうから予算その他定員の増員について提案されるということになるわけですか。そのところの違ひはどうなるのですか。

○政府委員(北島武雄君) これは私も会計検査院のことはよく存じませんが、ただいま私の考え方といたしましては、会計検査院は内閣とは独立しておられます。ただし予算は総理府とは別の会計検査院所管というのをごさいます。内閣の総理府の下にはない。ただ予算の折衝にあつては、もちろん予算は国全体、一体のものでございまして、予算の折衝にあたりあるいは査定にあつて、内閣の制肘は受けておるのではなからうか。そういう意味におきまして、公正取引委員会も予算につきましては、総理府を経由して、そうして実際問題といたしましては大蔵省と折衝するわけ

であります。その結果認められないことによつて職権の行使が制約されることはこれはあり得るわけではございません。この点は会計検査院も人事院も同様かと考えております。

○永岡光治君 そういたしますと、一段階余分な制約の機関が、チェックの機関があるわけですね。ということは、会計検査院の独立よりはむしろ少し弱く見なければならぬわけですね、形式的には。そう思いませんか。

○政府委員(竹中喜清太君) 公正取引委員会は御承知のように予算編成権はございせんが、総理府が予算を編成するわけではございません。人事院や会計検査院は予算編成権を持ってみずから予算を編成いたします。ただ予算の折衝につきましては、われわれと同じように人事院も会計検査院も大蔵省と折衝するわけではございません。先ほどのお話を、その点でチェックされると、いかに独立であるとはいひながら、仕事ができないのじゃないかというお話がございしましたけれども、これは独占禁止法の四十四条に、国会に対してわれわれ委員会が意見を提出することができると規定がございまして、この法律の目的を達成するために必要な事項については国会に意見を提出することができ。その道が、扱いができるのではないかという感じはいたしております。

○永岡光治君 それはその道が開かれておりまして、やはり第三者が見て、会計検査院の独立性のほうが強いか、公取委員会の独立性が強いかわいことになると、やはりこれは会計検査院のほうが強いと見るのは普通であらうと思ふのです。なぜならば、予算編成権を持たないということになるから。少なくともチェックの機関が、チェックということは悪い言葉かもしれませんが、余分なものが中に入るといふことになるわけですから、そういう事態があれば、国会に対して報告することができるところおっしゃるけれども、いまだかつてそういう事象がないからいいというけれども、私は必ずしもそれは言えないと思う。あなたの要求どおりの予算がとれたことはまずな

いのではないかと思います。そう想像するわけですが、そのときに、しからは国会に対してあなた方は、私はこう考えたけれども——という意味で、そういう問題について、たとえは定員が足りない、これだけ必要なんだけれども、これしか取れなかった、認めてもらえなかったという意味のことを国会に報告されたこともやはりなかったと思ひます。それはしかし、会計検査院も同じじゃないかというかもしらぬと思ふのですが、言うかもしらぬけれども、しかし、どうも私は何か独立という問題が少し弱いのじゃないかと思ふのです。これはお答えにならないけれども、どうも私には、どうも会計検査院の独立性と公取の独立性と比較しますと弱い。だからいま御質問のようなことも出てくるのじゃないかと思ふわけですが、これはひとつ真剣に研究してもらいたい、総理のほうに質問したほうがいいことになるかもしらぬと思ふのですが、私はまだ釈然としていないのです、この問題については。

○政府委員(北島武雄君) これは、公正取引委員会はあくまでも行政機関であるということの一つの制約がある。私は考えております。司法機関ではない。あるいは会計検査院のように内閣と独立した地位にはない。すなわち内閣の統轄のもとにおける行政機関である。したがって、職権の行使は独立ではございせんけれども、人事、予算、あるいは閣議議決等につきましては総理府を経由するということ、これは行政組織上やむを得ないことかと存じております。ただしお話のように、かつこの上ではそういうことはございまして、いままでも事実上人事につきましても、また予算につきましても、総理府の制約を受けて公正取引委員会の事務が阻害されたといふことはいまでも全然ございせんから、そういう点はひとつ御心配いただかないようにはお願いしたいと思ひます。予算につきましても、もしかりに、総理府というよりも内閣におきまして、公正取引委員会の業務の執行に十分なだけの予算が認められない場合には、先ほど事務局長の申しましたよう

な手も実はございせんけれども、それはやっぱりそういうことはすべきやございせんまい。内部におきまして、行政機関として、あくまでも公正取引委員会の地位を主張して、そうしてたゆまず折衝を続けて、納得させるのが私は筋だと思ひます。今回の三十名の増員、予算的には三十三名でございまして、いかにも見方によつては少ないというお話もございしますが、この折衝にあたりまして、七次にわたる復活折衝で獲得したこともございまして、私はあくまでも自分の趣意を、大蔵省なり内閣なりにあくまでも伝えて、そうして納得をしてもらひ、こういうつもりで仕事を運営いたしてまいりたいと思ひます。

○柳田桃太郎君 もう一つ私は公取委員長に申し上げますが、こういう管理価格、すなわち適用外の法律に基づく管理価格というカルテルが、日本の物価高を維持する一つの徴表としてあらわれてきつた現在の現在において、公取委員長は、もし要員が十分でないならば、勇気をもつて予算を要求し、またその意見が通らなければ、国会に独立機関の長として堂々とひとつ意見を申し上げることを私はおすすしたいと思ひます。

次に、関連してありますが、千五十二の適用外のカルテルがあり、そのほかに行政指導があり、また法の陰に隠れたカルテル行為がある今日におきまして、企業局にお尋ねしたいんでございまして、長期にわたつて価格なり取引条件を維持するためにカルテル行為をしなければならぬといふことは、これはわが国の中小企業の構造的な宿命ではございまして。だから、これを一がい否認をするといふことになれば、非常な経済界の混乱、社会不安を起さすから、一がいには私は撤去するといふことを申し上げるのではありませんけれども、あまりに長期にわたつて、なおかつその構造が改善されないといふことは、助長行政を担当しておる企業局側の責任にもこれはなることでございまして。したがって、いままでも調整規程や特別法に基づくこのカルテル行為の一覽表が出ておるかもしませんが、拝見はまだいたしておりま

せんが、一応非常に古いものもあるやに聞いてお
ります。そのうちものを整理してみられて、ど
の調整規程の価格制限はいつごろから行なわれ
ておるといふようなものをわれわれに御提示願
いと思ひます。そして、その宿命的な構造がど
うしても行政的に直せないものであるのかどうか
というのを検討して、漸次わが国の中小企業
の構造改善の一助にも資していく考えがなければ
ならぬのじゃないか。これは意見でございますけ
れども、いままでもそういうような資料が出てお
りすならはお見せ願ひたい。

それから、これは佐橋次官の言として、東京商
工会議所の出しております。云々に出しておりますが、
わが国では不正取引を防止するとかあるいは独禁
法をやるとかいうようなことは、それは無理なん
だと、やはり助長行政をやつていかなければなら
ないかぬのだというのを堂々と云つておられる
わけでありまして、これは新聞に出ておること
でありますから、真実とは必ずしも思ひませんけ
れども、そういう考え方で生産行政だけを助長し
ていく、一般消費者はどうなつてもいいという考
え方で通産省がやられるというところは、これは非
常に公取のほうと対立をしなければならぬとい
うことになるわけでございます。だから、私はいま
申し上げたとおりに、この千五十二を全部あげる
というところはたいへんでしょうが、どういふぐ
あいな沿革をたどつて各工業組合なり商業組合
がカルテルをやつていって、これが将来に向か
つては、これはカルテルがなくてもやれる態勢にな
つたのかどうかというのを趨勢を判断する
したいと思ひます。どうかさういふ
意味の資料を出していただいて、さらに審議を
来お願いしたいと思ひます。

○政府委員(島田重仁君) たいだいま御質問がござ
います。中小企業団法に基づくカルテル、実は
私企業局長でございまして、所管は中小企業庁長
官でございまして、私から御説明いたしますと、
やはりこれからの日本経済にとりまして、一つの
大きな問題点は中小企業団法に掲げられてお

ます中小企業者の保護あるいはその健全な発展の
問題と、もう一つはやはり消費者保護あるいは物
価対策というものをどういふふうにな今後持つて
いかうところにある一つの大きな問題点がある
かと思ひます。ただいま先生のお話の、長期にわ
つた中小企業団法に基づくカルテルがあるで
はないか、この数字はいつからどういふふうに行
なわれて、どのくらいカルテルをやつてい
る数字は持つておられますが、なおいまお話のよ
うに、中小企業の構造改善が行なわれて、そうし
てカルテルを結ばずに個々の自主的な活動がで
きるようになることが私は望ましいと思ひます。望
ましいと思ひますけれども、実は中小企業の調
整カルテルというものは、中小企業の安定的な企
業の運営という立場から結ばれておられますが、は
たして実際に、その数は数量カルテルが、生産調整
カルテルが多いわけでございます。中小企業は過
当競争をやつておられますので、その価格が数量カ
ルテルによつてそれがどの程度実施されているか
は私は非常に問題だと思ひます。その数量カル
テルがきつと必ずしも行なわれていゝといふ言
ひがたい点がございます。やはり中小企業のほう
の観点から、長い期間結ばれていゝものもありま
す。ただ、いまのお話の構造改善も大事でござい
ますので、この点は総合的な中小企業対策とい
つた、ただいまお話のようなカルテルを結ばな
いで自主的な活動ができるような方向に私は持つ
ていくのが、実は基本の行き方であらうかと思
ひます。なお、いまお話の長いカルテルが結ば
れておる問題につきましては、ただいま中小企
業庁で検討いたしました。長く結ばなくても、廃止
してもいいものかどうか、なお構造改善の基本
対策との関連いかん等につきましては、中小企
業庁の検討をお願いいたしております。なお私
どもも独禁法の問題に関連いたしまして、実は私
どもも行政機関である通産省で申し上げま
すといふと、独占禁止法の考え方をも行政官
庁であります。守つていゝつもりでございま
すが、大企業におきましても、実は過

当競争が日本の実態でございまして、むしろ寡
占という形、あるいは管理価格という形、
あるいは、絶無とは申しませんが、きわめ
て私どもは少ない、こういうふうな考へてお
ります。

ただ、いまお話のように、独禁法で認められて
おりますカルテル、あるいは除外立法とい
つた特別立法ができておられますが、それ
もいゝ法律の目的に照らしまして、これを運用
いたしていくつもりでございまして、それ以外
のカルテル等につきましては、先ほど申し上げ
ましたように、私どもは認めておりませんし、
もし違法なカルテルがありましても、私ども
もこれを排除する。また、公取といつたし
ても、これを厳重に排除する措置をとられる
ことにつきます。私どもも異存がございませ
ん。

○永岡光治君 私の先ほどの質問に関連するわけ
ですが、いまの独立の問題で、会計検査院の
場合と人事院の例をあげましたけれども、この
会計検査院は確かに、「会計検査院は、内閣に
対し独立の地位を有する」と明確にされてお
ります。確かに、これは行政機関とちよつと違
う。権限あるいはその目的からいってさうだ
と思ひますが、人事院はこれはやはり内閣の
所轄ですね。この独立と会計検査院の独立と
では違ひと、こう見ていいわけですね。した
が、公取と会計検査院、人事院と会計検査
院とは違ひけれども、人事院とも違ひと思
つていいわけですか。独立の性格といひま
しょうか、それはどういふふうに解釈して
おられますか。

○政府委員(竹中喜満太君) 独占禁止法の二十七
条の第二項に「公正取引委員会は、内閣総
理大臣の所轄に属する」と、こう規定されて
おります。この「所轄に属する」といふことは、御承知の
とおりその職務の執行につきまして、ほかの行政
官庁と違ひまして、内閣総理大臣の指揮監督を受
けないと、こゝろの意味でございまして、人事院の
ほうは「内閣の所轄に属する」、公正取引委員
会は「内閣総理大臣の所轄に属する」といふ表現の

違ひはございすけれども、職務の執行の独立性
につきましては、全然同じではなからうか。また
会計検査院と公取を比較いたしますと、職務
の執行それ自体につきましては、全然同じであ
らうと私どもは考へております。

○永岡光治君 関連です。これは論議の分かれる
ところですから、あなたが先に急いでいゝよう
ですから、私はあとに譲ります。

○赤間文三君 それでは、お許しを得て、ごく率
直にお尋ねしたいわけでありまして、独占禁止
法といふこの法律の名前からいふと、私的寡占の
禁止、あるいは不当な取引制限の禁止、不正な
取引方法を禁止する。まあ法律を調べてみると、
こゝろいゝような骨子になっておられます。非常
にこれはいゝ国々の秩序を保つていく上には大事
なことである、かように思ひます。この点につ
いては私は何らの疑問も疑念も持たない。ただ、
私は今日、日本の社会情勢なり産業の状況を見
ると、かつてないような不況になつておる。この
不況を政府はどうでもこゝろでも一日も早く好
況に直さなければならぬ。これは全力をあげて
直さなければならぬ。しかし、また一方におい
ては、物価が毎年六、七パーセント上がるとい
ふことは、おそらく欧米先進国にはその例を見
ないやうな、非常にわれわれから見れば好ま
しくない物価の値上がりで、この物価の上がる
のをできるだけ少なくする、あるいは理想の二、
三パーセントにまで持つていくといふことの
急務に迫られておる。なおまた、いろいろ調
べてみると、先にもお話がございましたやうに、
今日のこの不況、物価の問題は、調べてみると、
やはり中小企業、農業もあつたが、中小企業
等の生産性が上がらないために格差が大きくな
つておる。なおまた、今日のような情勢にお
いては、いまは不況じゃから輸出が振興する、
これは不況のときは輸出というものは振興する。
好況のときはこれは必ず輸出は振興しないとい
ふのが過去の例になつていゝ。こゝろいゝやう
な国際競争力をつけなければ、輸出はやがて困
つてくるであ

ろ。これは火を見るよりも明らかになっておる。中小企業というものは、これは思ひ切つていまのうちに生産性を高めなければならぬ。物価はできるだけ下げる。こういうふうな幾多の国として重要な要請が具体的にあげられている。こういうときに独占禁止法の適用をされることはよほど骨が折れることだと、こういうふうに考へておる。それであなた方も、これからの大いに消費者のために、あるいは不正競争がなくなるために、あるいはその他のいろいろな好ましくないものをなくするためにいろいろな仕事をやられるが、こういう国の今日の要請と、あなた方の今後やられる仕事とのその関係というものをひとつ明快に御説明を願いたいと思うのです。法律は、法律を守ることだけが、いまのことばで言うならば万能ではないと思う。これはやはりわれわれに幸福をもたらすためにこの法律ができておるのだから、いわば、このことを露骨に言う、いかに今日こういう困苦欠乏のとき、将来に備へなければならぬときにこの法律をいかにうまく国情に合はせて生かして活用をせられるか、これを私は北島公取委員長にお尋ねをしたい。露骨なことを言うならば率直に言うならば、法律をただ尊重するということとは、国民の福利増進のためにこの法律があるのだから、これをやっておけばいいじゃないかということも一つだが、私はやはり生かしてこれを活用していくためにはどういうお気持ちで、どういう取り扱いでいけるか、こういうことをひとつ——私はあまり詳しくないのです。こういうことはしろうとです。私、私のようなものにもわかるようにひとつ明快に御説明を願いたい。

○政府委員(北島武雄君) 私どもは独占禁止法の一歩の眼目は、公正且つ自由な競争を促進する、これがやはり中心であらうかと思ひます。その結果、そのことによつて一般消費者の利益が確保され、それからまたひいては国民経済の民主的な発展が期せられる、こういう法律のたてまえでございまして、あくまでも経済政策といたしまして、公正な、かつ自由な競争を促進することが禁止法

の本来の役割である。ただし、独占禁止法の運用にあたりましては、経済の実態とあくまで密着しなければならぬ。その点は私どもも十分考へております。したがって、たとへば今日の時代でございまして、物価抑制が非常に大きな問題になりますれば、独占禁止法の運用にあたりまして、その面の要請も頭に十分入れながら、独占禁止法を運用しなければならぬ、こういう気持ちで十分考へております。むしろ法律をしっかりと定規に運用することではなく、経済の実態に即応して活用することではないかと考へております。ただし、これはもちろん独占禁止法を曲げるという意味のことでは毛頭ございせん。独占禁止法の公正かつ自由な競争を促進する、その運用によつて結局経済の発達を期するわけでございます。その運用にあつては経済の実態をよく見て、それに即応していくことが必要だと考へておるわけでございます。この辺の兼ね合いは非常にむずかしいのでございすが、私どももいたしましては、あくまでも独善的にならず、各省の意見も十分聞き、そして独占禁止法の運用を厳正に、しかもかつ経済の実態に密着させていくということを任務と考へておるのでございます。

○赤間文三君 とりあへず、おそくなるから、ごく簡単に御開きしたいのですが、いわゆる経済の実態に即し、今日の時勢というものを頭に入れて、この法律は曲げない。あくまで自由公正な取引というたてまえのもとにやる。それが私から見ますと、その時代が景気のときもあれば、不景気のときもあるし、またいろいろないまのような不況で物が高いと、不景気で物が安いというふうな一種の、かつてわれわれ経験しないような時代、こういうときに経済の実態に適してやるということとが、いまお話のように非常にむずかしいことだと思ひます。口では、それはそういうことはみんなわれわれも言えると思ひが、さてしければ今日の中小企業の困つた実態を、できるだけ中小企業のひずみを直していこうということ、この自由な公正な取引というものがなかなか実態に

いくと、大部分は合が、一部分においてはまたどうかと思ひようなものが起こつてきはしないかと、私はこういう気がするんですが、そういうことはございせんか。

○政府委員(北島武雄君) まあたとせば中小企業対策の問題にいたしまして、やはり過当競争を避けるために中小企業団法に基づきまして商工組合が調整規程をつくつて安定事業を実施することが認められておるわけでございますが、そうかといひまして、いたずらにこれが長引いていくことは、かえつて私は中小企業の体質改善を阻害する原因にもなる、こういう点もあつたので、私どももいたしましては、たとへばお話のような場合に、はたして中小企業がいたずらにのんびんだらりと長くカルテルを續けていくのはいいか、こういう点については常に通産省に対して私どもでは申し入れていたしてゐるわけでございます。通産省としてもそういうふうな私どもも考へてゐるわけにいらつしやるものと思つてゐます。

○近藤信一君 二十八年の独占禁止法の大改正による独占禁止法の性格変化、こういうことがあるわけなんです、一体どのような変化を来たしておるのか、この点をひとつ御説明いたしたい。また、この改正の際に、この二十八年の改正以後勧告短は行なわれないと言われておつたのであります。しかるに現在粗鋼減産等の勧告が実際に行なわれております。この点について公取委員長はどのような見解を持っておられるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(北島武雄君) 昭和二十二年に制定されました当初の独占禁止法、これはその例となりまして米國にも見ないほどの実きつ法律でございまして、これは一方におきまして、日本の経済の民主化ということを非常に占領軍が重きを置いて考へました結果、当初米國の独禁法よりも非常にきつた法律であつたわけでございます。まあこれが日本の風土に合わないといふことになりまして、昭和二十四年に相当大幅に改正され、さらに昭和二十八年に現行法のような改正を見たわけ

でございますが、これによりまして不況カルテル、合理化カルテル、あるいは再販売価格維持契約などが認められまことに、その他役員の兼任関係等非常にきつた規定でございしたのがなくなる、あるいはまた不当な事業能力の格差の排除というふうな非常に厳格な規定がございましたものになつてきております。しかし、それだからと申しまして、独占禁止法の本来の性格は変わつたものではなく、あくまでも公正かつ自由な競争を促進する、したがつて、それに反するところの制限はできるだけやめさしていくというのが独禁法の趣旨でございまして、その点においては、私は二十八年の改正におきましても性格は変わつてゐると思ひません。まあこれがおそらく今日の日本の国情に合つた独禁法ではなからうかと考へておるわけでございます。勧告短につきましては、昭和二十八年の独禁法の改正審議の際に、当時の通産大臣が勧告短は今後行なわないということをお断りなさつたのでございまして、しかしその後不況事態になりまして、通産省で勧告短を実施されるなり、一時は、三十四年当時二十八年も勧告短があつたわけでありまして、これに対して公正取引委員会は勧告短はできるだけやめるべきである、もしその必要があるならば、独禁法上の不況カルテルによるべきであるといふことを主張いたしました、ずっと減少いたし、一時はゼロになつたわけでございますが、それが昨年の粗鋼の減産勧告短になつたわけでございます。もちろんこの勧告短に対しては、まあ通産大臣もお断りしてゐるうちに、これは例外中の例外であつて、できるだけ早くやめさせる、こういうことを国会においても御説明なさつていらつしやいます。私どもそれを期待しておるわけでございます。

○近藤信一君 いま委員長の御答弁によりまして、やはり二十八年のこの改正後の勧告短はやらぬ、やらぬといふ大臣は当時答弁をされましたけれども、その後の経済変動といひますか、非常に経済的に変動があつたと、で今度また通産省が勧

告短をやっておると、こういうことだろうと思
うのです。またこのことについて公取委員会と
しては、いろいろと公取独自の立場から、この
問題に対してはいろいろと見解を持っておられる
んじゃないかと私は思いますが、この点はどう
ですか。

○政府委員(北島武雄君) 先ほど申しましたよ
うに、行政指導による勧告短、これは好ましく
ないという公取の一貫した意見でございま
して、なぜならば、もし勧告短、生産調整をす
るというふうな事態がありますれば、これは大体
不況事態であろう、そうならば独占禁止法上の不
況カルテルという制度が厳然とあるわけでござい
ます。公のルールに乗せて独禁法による不況カル
テルによるべきであるというのが私どもの終始変
わらざる考えでございします。

○近藤信一君 私新聞でちょっと拝見したのです
が、公取委員会がカルテル退治に乗り出した、こ
ういうふうなことがありまして、これに対して通
産省としては、いわゆる産業官庁の行政指導とい
ろいろと行なっておる協定に対して公取がいろい
ろと文句を言っているけれども、これは産業界の
現状認識不足ではなはだしいと、こういうふうな
ことを通産省では言って、だいたい公取委員長が
やっていっていることに対してはやり過ぎじゃないか
というふうなことの不満を發表している、こういう
ようなことがあったわけなんです、これに對し
て委員長どう思っておられますか。

○政府委員(北島武雄君) これはまあ新聞の囲み
欄につきましては、私もあまりこれを本気にし
ておりませんので、正式に通産省のほうからそう
いう話は一ぺんもございせん。ああいうことが
新聞に出たのは、決してそういうことを言ったの
ではないからというより、私ども事務局のほうに
ございまして、私ももう新しい新聞のゴシップ
記事に對しましては、あまりむきにならないよう
にいたしております。

○近藤信一君 先ほど柳田委員からも御質問があ
りました、この通産省設置法の第九条において

は、「企業局においては、左の事務をつかさど
る。」とございします。その七の二というところ
に、「通商産業省の所掌事務に關し消費の合理化
及び一般消費者の利益の保護に關する事務を總括
すること。」それから八に「通商産業省の所掌に
係る物資に關する価格等の統制に關すること。」
と、こうあるわけなんです。これからいくと、消
費者の利益を守ることが優先するの、か、ま
た先ほど来言われておりましたところの生産の問
題、いわゆるカルテルに對してどちらが一体優先
するの、これは企業局長どう考えておられまし
たか。先ほど企業局長が言っておられましたよう
に、物価問題に對処するカルテルもある、こうい
うふうな御答弁でございしましたが、いろいろと
物価問題、それから消費者の保護の問題、それか
ら生産上の関係、これと何か矛盾しておるよう
な点が私出てくるんじゃないかとも思っています。
この点はどうですか。

○政府委員(島田喜仁君) ただいま通産省の各局
に對する所掌事務の中で企業局に關すること、こ
ういふことが、私はやはり生産、流通、消費を通じ
まして、日本経済の健全な発展と国民生活水準の
向上をはかることが私目的だろうと、こういうふう
に考えております。

○近藤信一君 そうすると、ここにははつきりと
規定してあるね、「消費者の利益の保護に關する
事務を總括すること。」消費者保護が私は優先す
るんじゃないかというふうに、この字句からいく
と考える。そうすると、消費者の利益を守るとい
うことが優先するんじゃないかと私は思っています。
それはどうですか。

○政府委員(島田喜仁君) 企業局では、たたいま
お話の消費者保護に關する所掌事務がございまし
て、たとえば繊維なりあるいは雑貨等の品質表示
法、あるいは測定販売法、あるいは総括になりま
すが、計量法、電気用品取締法等々の法律に關す
る直接消費者の利益を守り、これを保護する法律、
あるいは行政事務を所管しておるわけでござい
まして、そういう意味では、通産省全体の消費者

保護の行政をつかさどっている、こういうことが
言えると思ひます。

○近藤信一君 まあ、その程度にしておきます。
それから北島委員長にちょっとお尋ねするわけ
ですが、独禁法の第六條、これは「事業者は、不当
な取引制限又は不正な取引方法に該當する事項
を内容とする國際的協定又は國際的契約をしては
ならない。」と、こうありまして、第八條には「事
業者団体は、左の各号の一に該當する行為をして
はならない。」というところで、「一定の取引分野に
おける競争を實質的に制限すること。」、こうあり
ますね。貿易自由化によるその物質、この自由化
物質による一つの國際的な取引をやる、その場合
に、業者は先方側と協定を結んで輸入をやろうと
計画をする、その際に、日本のほうからいろいろ
とこれに對して問題を持ちかけて、その自由化に
對するところの輸入に對しての妨害行動が行なわ
れることがしばしばあるわけなんです、これな
どはこの条文に私は反するんじゃないかと思ひん
ですが、この点はどうでしょう。

○政府委員(北島武雄君) ちょっと質問の趣旨を
私十分に了解できなかったかとも存じますが、この
第六條のほうは、まず事業者に對する規定、第八條
は事業者団体、団体のほうの規定でございまして、
第六條は、「事業者は、不当な取引制限又は不正
な取引方法に該當する事項を内容とする國際的
協定又は國際的契約をしてはならない。」、第八條
の事業者団体では第二号がこれに相當する、「第六
條第一項に規定する國際的協定又は國際的契約を
すること。」、こういうふうな規定してあるわけで
ございします。まあ貿易の自由化に伴ひまして、國
際的な取引が非常にふえてくるわけでございしま
す、この場合におきまして、第六條なり第八條
なりで禁止しておりますのは、不当な取引制限、
すなわちカルテル、または不正な取引方法によ
る國際協定あるいは國際契約、これの禁止でござ
いまして、はたして個々の具體的な取引がこれに
當たるかどうかにつきましては、いろいろ検討す
る余地があるかと存じますが、多くの場合、これ

は特許權、技術導入などの場合に問題になること
が多いわけでございまして、技術協定に伴ひまし
て、不当な制限、不当な拘束条件がつけられる、
そういうものが多分にございします。こういう場合
におきましては、これが第六條の不正な取引方法
に該當する國際的契約というふうなことになる
ますので、私も十分この点注意をいたしてお
るわけでございします。

○近藤信一君 ある事業者は、その輸入物資を輸
入することによって、一般消費者には非常に低廉
な価格で販売できると、こう判斷して契約をする。
そうすると、他の事業者団体は、それに対してい
ろいろと反対行動をとって、そうして政府を動か
し、妨害行動に出る場合があるわけなんです。これ
は第八條、それから第六條に抵触するのじゃ
ないかというふうなことは考えるのですが、そうと
一方的にここで決定づけることは、これは委員長
としても答弁ができません、いかとも私は思ひます
が、この点はどうですか。

○政府委員(北島武雄君) これは全く個々の具體
的な事例に應じまして、ケース・バイ・ケースに
よつて判斷するよりほかないというわけで
ございします。そういうお申し出があれば、私も
はいいつでも審査いたしておるわけでございします。

○向井長年君 直接この法案には關係ないかもし
れませんが、ちょうど島田局長が来ておられます
からお聞きするのですが、先般、特に予算委員会
でもちょっと大臣に質問いたしました、いま大
企業が独禁法に抵触しない状態であるならば、
個々に企業合併、こういう問題が自動車の場合
でも、あるいは繊維の場合でも、いま起きてきて
いるわけなんです。過去において通産省から特振法が一
回ならず二回出されてきて流れておる。こういう
問題については、いまやはりそういう特振法はも
う見合はせたのだ、自主的に個々にやるやつに對
して助成という行政指導をやる、こういう考
え方であるのか、この点どうなんですか。

○政府委員(島田喜仁君) 過去のことにしまし
てまことに恐縮でございしますが、特振法は見合

せたわけでございます。当時私所管局長でございまして、ただいまも同じ局長でございまして、特振法をぜひ国会で御承認をいただきたいと思いましたが、その御承認をいただくことができずに終つたわけでございますが、ただ問題は、やはりそのときの考え方を特振法によらずして、できるだけそういう方向に誘導をしていきたい、それからまた、実際にそういうような姿になるようないろいろな税制その他の措置で国際競争力をつけていくような、そういう環境をつくる方向に目下いろいろの措置を講じてあるわけでございまして、

○向井長年君 特振法は別に規制ではないでしよう、目的は、おそらく助成措置、税制なりあるいは金融なり、こういう方面の助成措置としてやろうという意図のもとに、相当島田局長は当時から熱意を持ってやられてきたのですけれども、ところで、いま通産大臣はこれに対して何か規制するような考え方を持っていると思うのです。これはよく大きな間違いじゃないかと思うのです。しかし、こういう形で行くと、独禁法に抵触しない形の中で一部の企業が特権的にそういう企業の形をやらうとする、こういう事態が起きておるのではなからうかと思うのです。したがって、まあ弱小企業といふか、そういうところは捨て去られる、いわゆるそういう助成なり、あるいはまたそういう指導にあやからないというふうな状態が出てくると思ふのですが、こういう点について、特振法は制定しないけれども、実質的にそういう形をとっていかうとしているのか、行政指導の中から、それとも自主的にまかせつきりで、そういう問題については直接政府が、あるいは通産省がタッチしないでおこう、これはどちらなんです。

○政府委員(島田喜仁君) 向井さんのお話のとおり、特振法は何ら規制の内容を持ったものではございせん。ただ、私もいまここの国際競争力の変化に対応しまして、日本の産業の国際競争力をつけようという観点から申しますと、これは産業によりましてそれぞれの実態が違ふ。

たとえば、斜陽産業もありまして、停滞産業もあれば、斜陽産業もありまして、これは内外の需要構造の変化、あるいは供給構造の変化が出てまいりておりますが、その業種別に実はどういうあり方が望ましいかということ、私どもは通産省に置かれております産業構造審議会におきまして、業種別にできるだけそういう問題に取組んでまいりたい。業種別にそれぞれ私にはそのあり方が違ふと思ひます。その場合に、いかにしてその国際競争力をつけるためのあり方の一端として集約化の問題が出てくるわけですね。この集約化は実は大企業あるいは中小企業全体の問題に關連してまいるわけでございまして、そういう面からたゞいまの大企業だけを特権的に云々することだけではなしに、産業全体が、その業種全体がどうすれば望ましい姿になっていくかというそのあり方の問題につきまして、業界なり学識経験者なり、われわれ通産省が寄りまして、産業構造審議会というところ、これは事実上でございますが、通産省と業界、あるいは金融機関等も含めまして懇談会を持ちまして、そこでその産業のあり方の問題を打ち出して、たとえば合併等の問題につきましては、これは個々の企業がそのあり方をみな納得して結論が出た場合には、どの企業とどの企業が合併するかというふうな問題につきましては、企業自主的な考え方によつてその方向を打ち出して、もちろんこれは独禁法に許された範囲内の合併であらうと思ひます。ただ、この合併等につきましては、国際情勢、国内情勢が変化をいたしました、経済情勢が変化をいたしました、封鎖経済の場合とあるいはこういう開放経済の場合とはおのずから違つてまいりますので、その独禁法の運用につきましては、私どもは公取には弾力的な考え方をとっていただきたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○向井長年君 そうすると、そういう企業の自主的な合併については、いわゆる政府の助成、これは企業ごとにおのずから変わつてくるわけですが、いわゆる金融の問題であれば開銀との問題もありましようが、そういう問題については基準なしというところで、一応その企業の実態に即応した金融あるいは税制、まあまちまちということですね。一つの基本がないということですね。いまの状態であれば、そういうことになるのじゃないですか。

○政府委員(島田喜仁君) 今度の国会に御承認を得たいと思つております。たとえば企業合併に關する税制措置といふのは、これは中小企業も大企業も中堅企業も含めまして、その国際競争力をつけるための要するに税制というふうなものをいま検討いたしておるわけであります。なお、ただ具体的に業種によりまして、組織あるいは機械、あるいは石炭とみなそれぞれ実態が違ひますので、そういう場合にございましては、いろいろあり方は検討し、向かうべき姿は打ち出したと思ひますが、いまお話のように、いかなる形で集約化されてくるか、あるいは共同投資の場合もあれば、合併の場合もあれば、専門生産体制の確立という形もあるかと思ひますが、そういう場合にはそれぞれの実態に応じて、できるだけそのあり方、方向は打ち出しますけれども、個々の企業がそれぞれの方向づけに基づきまして、自主的になるべく集約化を考えていく。場合にございまして、誘導をするというふうな形はあり得るか存じますが、

○向井長年君 公取委員長にお伺いしますが、この法案は、われわれは公取の強化は非常に賛成なんです、特に今回広島地方事務所設置、あるいは三十人の定員増、こういう形で出されておりますが、実際はどうなんですか。いまのような不況の中で、いろいろの経済情勢の変動の中で、公取の機能を發揮するためには、現状、こういう法改正の中から増強しようとしておりますが、事実上全般的に見ても、もっと強化しなければならぬという意欲があると思ふのです。その実態について、いま一例として本年度こういう法案が出されましたが、それに対する今後の取り組み方、あるいは増強、拡充、こういう問題については、構想としてどうお考えですか。

○政府委員(北島武雄君) 公正取引委員会のなすべき仕事の量、私は非常に多いと思ひます。私は去年九月に公正取引委員会にまいりまして、仕事の内容を見ますと、もう少し人があつたらばいい仕事ができるだろうという仕事がたくさんあります。たとえば下請代金支払遅延等防止法にいたしましても、法律は備わつておるが、人員がいかに少ないと、これではいよいよ抜けになるようなことも多いんじゃないかと、たとえば下請代金支払遅延等防止法執行にあたりまして、親事業者は事業所といたしましては一万二千もある。それに対してわずか本局で十二、三人の人員では二千ないし二千五百程度の親事業所、毎年ほんとうに頼りないわけでございまして、その他最近問題になりました再販売価格維持契約にいたしましても、たつた二人の人員でもって再販売価格維持契約を扱つております。そういうことでは實際情勢に即してまいりません。あるいはまた、やみの価格協定なども相当私はあると思ふのです。それに對しまして、現在の審査の人員、中央地方合わせまして、わずかに七十人程度、まあこれでは私に對していい仕事はできないと思ひまして、まいりました当時は、もうすでに予算の概算要求をしておりました、五十七名という人員要求をいたしました、できるだけの範囲において人を獲得することを目的といたしまして、予算的には三十三名の増、まあ実人員で三十三で、定員化すれば三十名でございますが、三十三名増を認められたわけでございますが、今後も有効適切な仕事をすするため、なお機構などの拡充も必要でございます、人員増加も必要でございますので、漸次年を追つて拡充いたしてまいりたい、こう考えておるわけでございまして、

○向井長年君 けっこうです。

○赤間文三君 企業局長にひとつお考えを……。例の博覧会の問題、おかげでだんだんに協会も軌道に乗つて、もう担当大臣になるべく早くつくつてもらわぬと手おくれになると非常に心配してお

る。博覧会の担当大臣をすみやかにつくつてもらつて、各省との連絡調整をやらなくとも間に合ふのじゃないかと思ふ。これをひとつすみやかにつくつてもらいたい。大体いつごろ担当大臣ができるのか。通産大臣がおそらくなられると思ふのですが、これが一つ。

それからもう一つは、いま仕事を見てみますと、地元といふことがしょっちゅう出ますがね、私は端的に言うなら、地元は国全体が地元になるというふうな気もするのです。地元は国全体。地元としての仕事をやるのは大阪府市商工会議所が地元代表で、これが命がけで三者一体になつて事務を地元がやると、私はこのように思つてゐる。

あなた地元といふことについてはどういふふうな御解釈をされておるか。あるいは近畿が地元か、あるいは西日本全体か、あるいは日本全体か、いろいろあると思ふ。人によつて違ふ。私は地元という意味は広いが、地元の幹部といふか、地元の事務をやる主たるところは府市商工会議所、これが調子がいい。こういう点をどういふふうに企業局としてはお考えになつておられるか。

それから第三番目は、事務所が東京と大阪にできるの非常な調子がよくなつたが、主たる事務所は、会長が東京でやるなら東京を主たる事務所にしてやられたほうが能率が上がるんじゃないかといふふうにも考へる。あなたは所管の局長でたいへん博覧会などにも一方ならぬ御苦勞を願つてゐるが、いま担当大臣、地元の点、それから事務所が二つあれば、東京のほうに力を入れてやられたほうが能率が上がる、その三点についてどういふふうなお考えを持っておられるか、率直にひとつお伺いいたします。

○政府委員(島田喜仁君) 第一の博覧会担当大臣を置くことにつきましては、事務当局の一人といひまして、ぜひ置いていただきたいと思つております。

○赤間文三君 いつごろ、そこが聞きたい。

○政府委員(島田喜仁君) そのいつごろかという時期の問題につきましては、これは大臣とよく御

相談をいたしまして、できるだけ早目にきめていただくように大臣に申し上げたいと存じます。

それから第二の地元のいふことは、実は法律用語でも何でもございせんので、その地元という意味、使う場合の意味によりましてそれぞれ異なるかと思ひます。ただいまお話しするように、博覧会を實際どの場所で開催するかといへば、これは大阪府といふことにならうかと思ひますし、それから実際の経過から申しますと、御承知のように博覧会を大いに関西に誘致して、こういふときには、経過から申しますと、市並びに七府県が要するにぜひ大阪へ、関西に誘致してくれといった経緯がございします。それから博覧会の要するにねらいは、国民的な規模でございしますので、何も大阪あるいは近畿だけでなしに、日本全体としてこの大事業をやらうといふわけでございしますから、先生のおっしゃる博覧会の趣旨あるいは規模は、確かに全体だと思ひます。ただ問題は、この博覧会を實際にやつていく開催場所の問題と、それからこれに要する経費といふもの、一体どこからどういふふうに出していくかといふ問題に実は関連があらうかと思ひますので、むしろその問題は、国民経済的な事業といひまして、そういう観点からその必要な資金は出されるべきものだ、こういうふうにお考えをしております。したがって、その地元といふ意味がきつめてこれはばく然といひまして、そのときどきの地元といふことは、いま私の申し上げましたように、何を具体的に問題にしているかといふことによつて変わつてくるのじゃないかと、かように考へます。

それから最後の、要するに東京と——本来大阪でその博覧会を開催し実施するわけでございします、そのねらい、趣旨からいいますと、実は大阪で全部が実施されるのが一番望ましいと思ひますけれども、今度要するに東京から会長が選ばれた関係から、会長と大阪の副会長なりあるいは博覧会協会といふこの実施団体との関係の連絡調整という問題が実はありますので、この点の連

絡調整がうまく円滑にいくように、どういふ方向で考えたいかといふ問題があらうかと思ひます。ただ実際には、やはり何といつても大阪に博覧会場が置かれてゐる関係から申しますと、ほとんど実際の準備なり、あるいは当然開催された開催以降の運営は大阪でやりますので、やはり大阪が中心になるわけでございまして、主たる事務所といふのはやはり私は大阪が中心ではなからうか。ただ会長が東京から出されてゐる関係から、会長との連絡等につきましては、これが円滑にいくように、東京のいま先生のおっしゃる事務所といふものをどういふふうにお考えをいくかといふ点が今後の問題ではなからうかと、こういふふうにお考へております。

○赤間文三君 いまのお答へごもつとも思ひますが、地元とお尋ねした趣旨は、私は経費のことから地元負担とかいふことをいろいろ言われる、将来もそういうことが言われるだろうが、こういう国際的な博覧会の地元といふものは、なかなか解釈によつては、私がおもに尋ねたのは、地元といふのは経費を主として負担するところか、それが地元だと、こういふふうな意味で聞いた。それから一つ、東京を主たる事務所にしたほうが——事務所が東京と大阪とにありますが、大阪は実施を主としてやりますから、先々はなりませんが、会長が東京、それからまたあなたのようなほんとうに担当の局長なり担当大臣も東京におれば、ここで日本のものすごいいい計画で、すごいものをつくらうといふことになると、あなたもこちらにおられる、担当大臣もこちらにおられる、会長もこちらにいるといふことになると、東京で頭のいいものすごいものを多数集めて、いい計画を立てになるならなつて、そうして施行は大阪の博覧会の協会の事務所が、ほとんどこちらと本省と地方庁のようなくないで、施行担当は大阪に願ひ、大計画は東京、こうきめたほうが調子がよくないかといふ考へを持つてゐるのです。そういう意味でお尋ねしたわけですが、その点について、もうこれで私質問を終わりますが、ちよつと

その結論だけ聞きたいと思ひます。

○政府委員(島田喜仁君) なかなかその計画を東京でやり、実施を大阪でやるといひましても、東京でもやはり相当なメンバーをまた集めまさんと現実にはできませんので、三人や四人でやつても実はできないわけですから、これは考え方としてはあり得ますけれども、やはり大阪でやるだけやると、その計画もつくつていくと、ただ場合によりまして、東京のほうがあるテーマにつきまして組みたいといふような場合には、そういうものについては東京でやるといふことにいたしませんと、せっかく大阪で実施をやるわけですから、やはり計画と実施とがつかなくなる、しかもスタッフはみな大阪にゐるといふ関係から、これをなかなか二分するといふことは私は困難じゃなからうか。ただ要するに、東京は政府との関係もございしますし、会長の関係がありますから、その連絡を密にして、そうしてその計画が国民的な規模におきまして、よりよくいくような、そういう意味の東京事務所といふようなことは、私は今後大いに検討する必要があると、こういふふうにお考へております。

○委員長(村上善藏君) 他に御発言もなければ、本案に関する質疑は、本日のところこの程度にいたしたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月九日)

一、機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和四十一年四月一日印刷

昭和四十一年四月二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局